

本経営相談室だよりNo.42の2は高齢者福祉部会関係施設に対し発行しています。

東社協 福祉施設経営相談室だよりNo.42の2 平成18年2月15日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keieisoudan@tcsw.tvac.or.jp

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.42を補足させていただきます

改正老計第8号通知の説明をNo.42においてご連絡いたしました。No.42の内容に関してご照会をいただきましたので、補足説明をさせていただきます。なお、本経営相談室だよりNo.42の2は宮内真木子税理士にご監修をいただいております。

Q1 「基本食事サービス料収入」は削除と改正されたが、17年度決算科目から削除するのか

A 今回の改正は平成17年10月1日以降に適用とされており、平成17年9月末までの「基本食事サービス料」に係る介護報酬の収入科目は「基本食事サービス料収入」に計上する必要があります。したがって、17年度補正予算、決算には当該収入科目はそのまま残し、平成17年4月～9月末までの実績を計上することになります。平成18年度予算からは当該科目は請求もれがなければ削除となります。

Q2 No.42の2頁に「内訳(小区分)」と表記されているが会計基準、指導指針別に再度説明してほしい

A 「内訳(小区分)」は誤解を生じさせたかもしれません。「内訳」と訂正させていただきます。従前、指導指針における勘定科目は中区分までの区分で示されており、小区分設定は任意でしたが、今回の指導指針改正(2月7日付老計第0207001号)において初めて中区分の食費収入及び居住費収入に係る特定入所者介護サービス費については小区分設定が求められています。したがって、No.42における「内訳(小区分)」の意味は介護報酬の内容を示したものとご理解ください。また、脚注に記載したコメントは会計基準の場合は、社援施第49号、老計第55号通知において、「会計基準の中区分の介護保険収入を指導指針の科目の中から選択して置き換え、必要な科目を中区分、小区分として設けることが望ましい」とされていることを入念的に記載したものに過ぎません。

